

税金 Q & A

三輪厚二税理士事務所(大阪・大阪市)の協力により、
税務FAXニュース「リーダスクラブ」より掲載。
資料請求・お問合わせ先 TEL 06(6209)8393
http://www.zeirishi-miwa.co.jp/

Q 昨年4月以後に取得した減価償却資産は、新しい減価償却制度によって減価償却費の計算をするそうですが、資本的支出をした場合はどのように取り扱われるのですか？

A 次のように取り扱われます。

昨年4月以後に取得した減価償却資産に資本的支出をする場合は、次のように取り扱われ、いずれか選択することができます。

- ① 資本的支出を本体と切り離し、新たに取得した資産として取り扱う(減価償却資産の種類および耐用年数は本体と同じ)。
- ② 本体と新規取得した資本的支出について新しい定率法を採用している場合には、資本

的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時に、本体の取得価額と資本的支出の金額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を取得したものとすることができ

る。新規取得とされる資本的支出について、新しい定率法を採用している場合で、②の適用を受けない場合は、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度の開始の時に、資本的支出の金額の合計額について、種類および耐用年数を同じくする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることが

Q 役員が分掌変更などにもなるとして支給される給与が退職所得となる場合があるそうですが、どのような場合なのですか？

A 次のような場合です。

法人が、役員が分掌変更または改選による再選などに際し、その役員に対し退職給与として支給した給与(未払計上した場合の未払金は含まれない)については、その支給が次のような事実があったことによるものであるなど、その分掌変更などにより、その役員としての地位または職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合には、これを退職給与として取り扱うことができるものとされています。

- ① 常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものである)でも代表権を有する者および代表権は有していないけど実質的にその会社の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)になったこと
- ② 取締役が監査役(監査役でありながら実質的にその会社の

の経営上主要な地位を占めていると認められる者およびその会社の株主等で使用人兼務役員とされない役員を除く)になったこと

- ③ 分掌変更などの後におけるその役員(その分掌変更後においてその会社の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)の給与がおおむね50%以上に激減したと



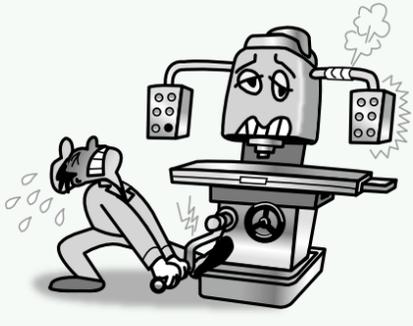
Q 耐用年数の短縮制度というものがあるようですが、どのような場合に認められるのですか？

A 次の場合に認められます。

税法で定めている法定耐用年数は、標準的な資産を対象とし、原則として、通常の維持補修を加えながら通常の使用条件で使用した場合の効用持続年数を基礎として定められたものです。次の要件を満たす場合には、例外的に、承認を受けることによって、耐用年数の短縮が認められることとなります。

1. その資産が次の事由に該当すること

- ① 種類などを同じくするほかの減価償却資産の通常の材質などと著しく異なること
- ② その資産の存する地盤が隆起または沈下したこと
- ③ その資産が陳腐化したこと
- ④ その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食したこと
- ⑤ その資産が通常の修理または手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したこと
- ⑥ 同一種類のほかの減価償却



資産の通常の構成と著しく異なること

- ⑦ その資産が機械および装置で、耐用年数省令別表第2に特掲された設備以外のものであること
- ⑧ そのほか①から⑦に準ずる事由

2. 1によりその資産の使用可能期間が、法定耐用年数よりおおむね10%以上短くなること

A 決算段階とする調整で、①損金経理を要するもの、②所定の経理が要求されるもの、③損金経理のほか、積立金として経理できるものがあります。

Q 税務調整に決算調整というものがあるようですが、どういったことをするのですか？

税務調整とは、会計上の利益に税務上の調整を行い課税所得を計算することですが、をしなければ損金算入または損金算入が認められないもの、③損金経理のほか、積立金として積み立てることも認められるものがあります。

たとえば、次のようなものです。

- ① 損金経理をしなければ損金算入が認められないもの
- ・ 減価償却資産の償却費
- ・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入
- ・ 各引当金の繰入れなど
- ② 所定の経理をしなければ損金算入または損金算入が認められないもの
- ・ 長期割賦販売などにかかる収益および費用
- ・ 工事進行基準にかかる収益および費用
- ③ 損金経理のほか、積立金として積み立てることも認められるもの
- ・ 圧縮記帳など